平成28年６月８日

株主各位

第39回定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、第39回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ（http://ir.sanyodo.co.jp/）に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次の通りでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

主要な営業所（平成28年３月31日現在）	１ ～ ２ 頁
会社の新株予約権等に関する事項	３ 頁
業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要	４ ～ ８ 頁
連結注記表	９ ～ 15 頁
個別注記表	16 ～ 20 頁

株式会社三洋堂ホールディングス

主要な営業所（平成28年３月31日現在）

１．当社

本部　名古屋市瑞穂区新開町18番22号

２．株式会社三洋堂書店

本部　名古屋市瑞穂区新開町18番22号

物流センター　愛知ロジスティクスセンター（愛知県犬山市）

店舗　83店舗

地区	店名
名古屋市内（９店舗）	いりなか店、上前津店、塩釜店、中野橋店、新開橋店、 砂田橋店、志段味店、当知店、よもぎ店
その他愛知県（１７店舗）	梅坪店、豊川店、本新店、知立店、半田店、鳥居松店、 小牧東店、香久山店、高浜店、清州店、ひしの店、 大田川店、乙川店、西尾店、城山店、大ぐち店、江南店
岐阜県（２７店舗）	高山店、長良店、土岐店、高山バロー店、大野店、穂積店、 みのかも店、高富店、新関店、多治見南店、大和店、新恵那店、 新大垣店、各務原店、川辺店、たじみ店、南濃店、 本巣店、せき東店、垂井店、下恵土店、こくふ店、養老店、 瑞浪中央店、市橋店、中つ川店、西可児店
三重県（１１店舗）	富田店、桑名店、北勢店、大台店、追分店、星川店、 サーキット通り店、白塚店、名張店、生桑店、芸濃店
静岡県（１店舗）	磐田店
滋賀県（５店舗）	近江八幡店、八日市店、高月店、長浜店、豊さと店
奈良県（６店舗）	橿原神宮店、桜井店、榛原店、平群店、大安寺店、香芝店
大阪府（１店舗）	阪南店
福井県（１店舗）	小浜店

地区	店名
長野県 （1店舗）	駒ヶ根店
千葉県 （3店舗）	岬店、市原牛久店、東習志野店
茨城県 （1店舗）	石岡店

３．株式会社三洋堂プログレ（名古屋市瑞穂区）

会社の新株予約権等に関する事項

１．当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成28年３月31日現在）

発行決議日		平成23年９月13日取締役会	平成24年８月13日取締役会
新株予約権の数		10個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　1,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　1,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 96,900円 （１株当たり969円）	新株予約権１個当たり 95,200円 （１株当たり952円）
権利行使期間		平成25年10月３日から 平成28年10月２日まで	平成26年９月３日から 平成29年９月２日まで
行使の条件		（注）	（注）
保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	・新株予約権の数：　10個 ・目的となる株式数：　1,000株 ・保有者数：　１名	・新株予約権の数：　10個 ・目的となる株式数：　1,000株 ・保有者数：　１名

（注）行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②その他の権利行使条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」及び同契約に基づき取締役会が定める「新株予約権割当契約に関する細則」に定めるところによる。

２．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

３．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社（以下、当社グループという）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

１．業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

（１）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令遵守の行動規範として企業倫理憲章並びにコンプライアンスに係わる規程を制定するとともに、グループ各社にその徹底を図るため従業員教育を実施する。

② 内部監査室をコンプライアンス統括部署として、内部監査室は当社グループ内のコンプライアンス体制、規程等の整備状況を統括・管理し、コンプライアンス状況を監査する。

③ 当社グループ内の法令違反、不祥事等の企業内自浄能力維持、確保のためにグループ内部通報制度を制定する。

④ 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察、顧問弁護士、外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

（２）取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

① 総務担当取締役は、取締役の職務執行に係わる情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

② 総務担当取締役は、文書等の記録、管理及び保存の方法を、文書管理規程及び文書等保存規程に定めるものとする。

③ 取締役及び監査役は常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。

（３）当社グループの損失の危険の管理に対する規程その他の体制

① リスク管理規程を制定するとともにリスク管理統括責任者を選任し、当社グループ内のリスク管理体制を整備する。

② 当社グループ内のリスク管理の徹底、未然防止を図るために外部のリスク管理の専門家と提携する。

③ 当社グループ内で不測の事態が発生したときには、社長を本部長とした対策本部を設置し、リスク管理統括責任者と顧問弁護士、外部リスク管理会社等を含んだ体制を組織し、迅速な対応と損害の拡大防止を図る。

④ 内部監査室は、リスク管理規程に基づき、当社グループ内のリスク管理体制及びリスク管理状況を監査する。

（４）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの取締役、社員等が共有する全体的な方針、目標及び次年度予算計画を定め、各部署、各子会社はこれに基づき各部署ごと、子会社ごとに目標・計画を策定する。

② 毎期末に、向こう３ヶ年の中期経営計画を策定し、翌期末にレビューを行う。

③ 当社グループの取締役は組織規程、職務権限規程に基づき業務の執行を行い、取締役会は権限委譲及び決裁ルールに基づく業務効率化を監視する。

（５）その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 企業倫理憲章並びにコンプライアンスに係る諸規程に基づくコンプライアンス体制は、子会社を含めた当社グループ全体を対象にする。

② 当社は、子会社に対しては独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、子会社から当社への定期的な報告と重要事項についての当社と子会社との協議・決裁を通して適切な経営管理を行う。

③ 当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接に連携し、子会社に対して監査を行い、業務の適正を確保する。

④ 当社の内部監査室は、子会社に対して内部監査を行い、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて適切な人材を配置する。

② 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

③ 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

（７）当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社グループの取締役は、監査役（会）に報告すべき事項を、監査役と協議のうえ、規程として策定する。

② 当社グループの取締役及び使用人は、取締役又は使用人がグループ各社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反する恐れがある場合及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について監査役へ報告する。

③ 監査役は、必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役又は使用人に報告を求めることができる。
④ 監査役は、必要と判断したときは、いつでも内部通報窓口への通報状況とその処理の状況について報告を求めることができる。
⑤ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通報する。
⑥ 当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

（８）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（９）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役（会）は、取締役会に年に2回以上ヒアリングを行うとともに、定期的に意見交換会を開催し、特に、内部統制システムに関する監査の結果について報告し、必要あるときは内部統制システムの改善を助言又は勧告する。
② 監査役は、内部監査室と連携を強化し、内部監査室から内部監査の結果について報告を求め、その是正計画に対し助言を行うとともにグループ各社の監査役とも連携を図る。
③ 監査役は、会計監査人との連携を図り、監査報告書等を通じて内部統制システムの状況を監視し検証する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（１）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守の行動規範としての企業倫理憲章並びにコンプライアンス基本規程は常に社内で閲覧できる状態にあり、社内への周知徹底及び社内研修による教育等を実施しております。

内部監査室はコンプライアンス統括部署として、当社グループ内のコンプライアンス体制、規程等の整備状況を統括・管理し、コンプライアンス状況を適切に監査しており、それらを日常の監査に織り込む形で実施しております。内部通報制度をリスクホットラインとして社内に周知を図っており、適切に運用しております。反社会的勢力との関係を遮断するとともに、警察とともに主に外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応しております。また、新規取引先についても反社会的勢力調査を実施して、関係が発生しないよう対応しております。

（２）取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務の執行に関する情報（文書又は電磁的記録）は、文書管理規程及び文書等保存規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。また、取締役及び監査役は常時これらの文書又は電磁的記録を閲覧できるように管理されております。

（３）当社グループの損失の危険の管理に対する規程その他の体制

リスク管理規程の定めに基づき執行役員会において当社に関わるリスクの識別、分析を行っております。リスク管理統括責任者を選任し、当社グループ内のリスク管理と未然防止や損害の拡大防止を図るために、外部リスク管理会社の専門家や顧問弁護士と連携しております。

（４）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

３月の取締役会に上程される３ヶ年の中期経営計画に基づき、毎年各部門の方針並びに業績目標を明確にして社内で共有するとともに、年度の予算の達成状況については定例取締役会にて報告され、必要に応じて対策検討を実施することで経営目標の達成管理を行っております。

権限委譲及び決裁ルールを定めた組織規程､職務権限規程に基づき、業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に執行役員会に付議し、執行役員会による実行の妥当性、リスクの有無等の議論を経ることで、取締役の職務執行の適正性と効率性を図っております。

（５）その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた当社グループ全体として、企業倫理憲章並びにコンプライアンスに係る諸規程に基づくコンプライアンス体制の構築を図っております。

関係会社管理規程に基づき、子会社で必要とされる稟議事項については、当社の取締役と取締役会にて検討を行い承認・決裁を行うことで業務の適正を確保しております。

当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接に連携して子会社に対して監査を行い、また当社の内部監査室も、子会社に対して内部監査を行うことによって、子会社の業務全般にわたる適正性と内部統制の有効性を確保しております。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役付きスタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。また、当該スタッフを置いた場合の独立性については監査役監査基準にて定めております。

（７）当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況並びに社内のコンプライアンスの遵守状況を把握するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。また、当社グループは、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わないように徹底しております。

（８）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の請求に従い経理グループが適切に対応しております。

（９）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に年に2回以上ヒアリングを行うとともに、毎月の定例取締役会に参加して定期的に意見交換を実施しており、常勤監査役は毎週開催される執行役員会にも出席して、監査役の立場から積極的に発言しております。また、内部監査室から内部監査の結果について適時に受けるとともに定例取締役会においても報告を受けており、子会社の監査役とも意見交換を行っております。さらに、会計監査人とも会計監査の都度に会合を行っており、監査報告書等を通じて内部統制システムの状況について監視しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　２社

・主要な連結子会社の名称　株式会社三洋堂書店
株式会社三洋堂プログレ

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社メディサイトコーポレーションは平成28年２月１日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

商品　主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については当該契約期間を耐用年数の限度とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については３年間で均等償却をしております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　10～34年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア　５年

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．ポイント引当金　将来のポイントの使用により発生する費用に備えるため、未使用ポイント残高に対して、過去の使用実績等を勘案して、将来使用が見込まれる額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ．消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

(4) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従ってお

り、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「リサイクル収入」、「協賛金収入」、「違約金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「リサイクル収入」、「協賛金収入」、「違約金収入」はそれぞれ2,460千円、636千円、1,777千円であります。

(6) 追加情報

(法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る)に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は42,763千円減少し、法人税等調整額が44,691千円、その他有価証券評価差額金が1,684千円、退職給付に係る調整累計額が243千円、それぞれ増加しております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	116,861千円
土地	1,244,226千円
計	1,361,087千円

② 担保に係る債務

長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	1,357,062千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　7,957,289千円

３．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
愛知県他	店舗	建物等
	遊休資産	無形固定資産

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

上記資産グループにおいては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗、土地の時価が著しく下落している店舗、及び将来使用見込みのない遊休資産を対象としております。回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（189,635千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物120,294千円、有形固定資産のその他22,028千円、無形固定資産47,312千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、売却予定額を基礎として評価しており、また、使用価値の測定にあたっては将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,000千株	－千株	－千株	6,000千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月22日定時株主総会	普通株式	26,420	4.50	平成27年３月31日	平成27年６月23日
平成27年10月13日取締役会	普通株式	23,515	4.00	平成27年９月30日	平成27年12月２日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年４月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	26,468	4.50	平成28年３月31日	平成28年６月９日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成23年9月13日 取締役会決議分	平成24年8月13日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	17,500株	17,500株
新株予約権の残高	175個	175個

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資については原則として短期的な預金等で運用し、手元流動性資金の確保に努めております。また、設備投資計画に照らして必要な資金を主に銀行からの長期借入金により調達し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

・営業債権である売掛金は、原則として信販販売及び図書券・図書カードによるものであり､信用リスクの回避に努めております。

・投資有価証券である株式は、原則として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

・営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として１年以内の支払期日としております。

・借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達手段として借り入れるものとしておりますが、原則として手元流動資金の範囲内で支出を賄うこととしております。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達として、原則として固定金利で調達し、金利変動リスクを回避しております。

・差入保証金は、賃借物件の利用による出店に際しての、貸主に対する敷金及び保証金等であります。これらは、貸主の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・売掛金は、定期的に回収される売掛金額の店舗ごとの確認、異常値の有無の確認、月末残高の確認により、管理しております。

・投資有価証券である株式は、四半期ごとに時価を把握し、変動が大きい場合は取締役会に報告しております。

・差入保証金は、四半期ごとに残高変動の有無及び個別の貸倒懸念事象発生の有無を確認し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,092,512	2,092,512	－
(2) 売掛金	92,907	92,907	－
(3) 投資有価証券	188,632	188,632	－
(4) 差入保証金	1,083,200	1,106,664	23,464
資産計	3,457,253	3,480,717	23,464
(1) 支払手形及び買掛金	8,081,752	8,081,752	－
(2) 未払法人税等	50,021	50,021	－
(3) 長期借入金	2,668,454	2,733,357	64,903
負債計	10,800,228	10,865,131	64,903

(注) 1．金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	7,567

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	566円39銭
(2) １株当たり当期純利益	27円90銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については当該契約期間を耐用年数の限度とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については３年間で均等償却をしております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　15～34年 構築物　10～20年 工具、器具及び備品　３～８年
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 ソフトウェア　５年
③ 長期前払費用	定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
③ ポイント引当金	将来のポイントの使用により発生する費用に備えるため、未使用ポイント残高に対して、過去の使用実績等を勘案して、将来使用が見込まれる額を計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

①　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	137,919千円
土地	1,214,938千円
計	1,352,858千円

② 担保に係る債務

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	1,357,062千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　7,887,566千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

① 短期金銭債権	321,223千円
② 短期金銭債務	1,450,000千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	2,675,342千円
営業取引以外の取引による取引高	1,811千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	128千株	－千株	10千株	118千株

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	千円
未払事業税	2,296
賞与引当金	4,869
ポイント引当金	57,028
退職給付引当金	94,463
減価償却限度超過額	387,839
土地	179,899
資産除去債務	180,098
その他	53,976
繰延税金資産小計	960,471
評価性引当額	△189,649
繰延税金資産合計	770,821
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	32,113
資産除去費用	58,620
その他	23,351
繰延税金負債合計	114,085
繰延税金資産の純額	656,736

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用する法定実効税率は従来の32.1％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は33,410千円減少し、法人税等調整額が35,094千円、その他有価証券評価差額金が1,684千円、それぞれ増加しております。

６．関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱三洋堂書店	(所有) 直接 100.0	経営指導料の受取 店舗の賃貸 従業員の出向 資金の借入 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	893,922	未収入金	319,877
				不動産賃貸料 (注) 2	1,780,320		
				出向者給与 (注) 3	2,459,652		
				資金の借入 (注) 4	－	短期借入金	1,450,000
				利息の支払	1,811	－	－

(注) １．取引金額には消費税等が含まれておりません。

２．当社の採算性を考慮した双方合意により決定した金額であります。

３．出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

４．資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　577円02銭

(2) １株当たり当期純利益　22円12銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。